

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 30 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

1 監査の実施期間

令和 6 年 9 月 2 日(月)から令和 6 年 10 月 30 日(水)まで

2 監査の対象部課等

経済部（商工観光課、特産品振興・ふるさと応援課）

3 監査の対象及び範囲

経済部（商工観光課、特産品振興・ふるさと応援課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 6 年 6 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 13 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

商工観光課

1 準公金について（局長指摘事項）

準公金の取扱いについては、飯塚市公金等取扱要領の各種団体等現金（公金外）事務取扱要領に示されており、「2. 通帳と印鑑はそれぞれ別の職員が管理し、施錠等により安全に保管すること。」等とされている。

通帳及び印鑑の管理について確認したところ、通帳は施錠ができる机で保管されていたが、その鍵を印鑑の管理をしている職員が印鑑とともに保管していた。

安全管理の重要性を認識するとともに、今後は同要領を遵守し、適切な管理を徹底すること。

2 女流王位戦前夜祭にかかる事業費について（局長指摘事項）

女流王位戦前夜祭において、参加者より参加費を徴収しているものの、現金を担当課で保管し、後日業者からの請求を受け参加者飲食代として支払いを行っていた。

地方自治法第 210 条によれば、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定されており、当該事業にかかる支出については、一部予算化し公金として取り扱っている。

現金を保管することは紛失及び盗難等の恐れに繋がるため、公金として取り扱うことも含め、今後は適切な事務処理を行うこと。

3 補助金審査について（局長指摘事項）

飯塚市商工会事業費補助金及び飯塚市商業団体事業費補助金の交付申請及び実績報告の審査においては、補助対象経費収支状況確認書により、その内容の確認を行っている。

しかしながら、申請者より提出された収支予算書、収支精算書、飯塚市補助金使用額内訳表の内容と、補助対象経費収支状況確認書の内容が一致しないものがあるにもかかわらず、その確認及び補正を行わず審査を完了しているものが見受けられた。

今後は、審査時の書類確認を徹底すること。

また、審査の際に、申請者より提出された書類において、市の補助対象経費が明確でない場合は、書類の作成方法を指導する等、適正な審査が行えるよう対策を講じること。

4 委託業務完成（完了）検査について（局長指摘事項）

下記①及び②の委託業務について、業務の履行確認のため、受注者から提出された実績報告書等を確認したところ、仕様書及び設計図書で指定していた管理日数を満たしていないにもかかわらず、業務の完了を認めていた。

今後は、委託業務完成（完了）検査の際に、提出書類及び業務の履行について十分に確認を行うこと。

①旧伊藤伝右衛門邸駐車場等管理（秋の企画展分）委託

提出された実績報告書が、仕様書及び設計図書で指定していた管理日数を満たしていなかった。

②溪流公園駐車場管理委託

提出された警備記録が、仕様書及び設計図書で指定していた管理日数に対して、1日分提出されていなかった。

5 備品管理について（局長指摘事項）

備品について抽出し確認を行ったところ、備品シールの貼付がなされていないもの、台帳に記載されている備品と照合できないものが確認された。

早急に備品と台帳の照合を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。

6 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市文書管理規程第21条第2項第2号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関する事項、回覧の種別（供覧又は決裁の別）及び決裁欄の設定（合議欄を含む。）」と規定されているが、情報公開区分の記入がされていない文書が見受けられた。

また、飯塚市情報公開条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、同条第2号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由「第8条第1号」及び「第8条第2号」が記載されてい

いものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。

7 要綱の改正について（局長指摘事項）

(1) 飯塚市コード決済推進事業費補助金交付要綱について

飯塚市コード決済推進事業費補助金交付要綱第3条第2号において、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）が引用されているが、令和5年7月27日総務省告示第256号により、令和6年3月31日限りで廃止されるとともに、同年4月1日から新たな日本標準産業分類が施行されている。

早急に要綱の改正を行うとともに、今後は関係法令の制定改廃に十分注意すること。

(2) 飯塚市ガス事業法立入検査等事務処理要綱について

飯塚市ガス事業法立入検査等事務処理要綱において、ガス事業法（昭和29年法律第51号）及びガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）が引用されている。

しかしながら、平成27年法律第47号によりガス事業法が、平成29年経済産業省令第15号によりガス事業法施行規則が一部改正されたことに伴い、引用条文が繰下げとなっているが、同要綱の引用条文が改正前のままとっていた。

早急に要綱の改正を行うとともに、今後は関係法令の制定改廃に十分注意すること。

特産品振興・ふるさと応援課

1 飯塚市筑前茜染協議会補助金の交付について（局長指摘事項）

飯塚市筑前茜染協議会補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付されるものであるが、次のような問題点が確認された。

(1) 交付手続きについて

交付規則においては、交付申請時において交付を受けようとする補助金の算出の基礎を記載した申請書を提出すること、また実績報告時において補助金等に係る経費の収支を明らかにした書類を添付する旨が規定されている。

補助金の交付手続きについて確認したところ、飯塚市筑前茜染協議会（以下「協議会」という。）より提出された申請書、実績報告書等の資料にて、要

綱に規定されている補助金の対象となる事業に要する経費であるか判断できないものが見受けられた。

補助金に係る審査において必要があれば、協議会に補足資料を求めるなど、適切な事務処理を行うこと。

(2) 補助対象経費について

要綱第2条第1項において補助金の対象となる事業が規定され、同条第2項によれば「補助の対象となる経費は、補助金の対象となる事業に要する経費のうち市長が認めるものとする」旨が規定されている。

要綱に規定する補助対象経費は具体性に乏しく、どのようにでも判断できる記述となっていることから、補助対象経費が要綱に適合するものであるかを調査確認しているか疑義が生じる。

今後は、補助金の妥当性、補助金執行にかかる事務処理の透明性を確保できるように、基準を明確にすること。

2 ふるさと応援寄附金お礼の品選定委員会について（局長指摘事項）

飯塚市ふるさと応援寄附金お礼の品選定委員会設置要綱において、飯塚市ふるさと応援寄附金お礼の品選定委員会（以下「委員会」という。）はお礼の品の選定に関する事務を行う旨が規定されている。

しかしながら、お礼の品の選定については、県及び総務省において指定基準への適合等の必要な確認が行われた後、お礼の品の事業者へ選定結果を通知している。

委員会は、結果通知後に書面にて開催されており、委員会において適切な選定事務が行われているか疑義が生じる。

今後は、委員会の必要性を含めて事務の在り方を講じること。

3 対象事業者の要件審査について（局長指摘事項）

(1) いいづかブランド認定の審査について

いいづかブランド認定要綱において、認定の申請を行う事業者は、暴力団関係者でないこと及び市税を滞納していない旨が規定され、いいづかブランド認定審査会は、申請要件に適合するかを審査する旨が規定されている。

しかしながら、関係機関に申請要件の照会を行ったものの、回答を確認しないうちに、審査を行っていた。

(2) プロポーザル参加資格の確認について

飯塚市ふるさと応援寄附事業に係る事務の一括代行業務に関するプロポーザル実施要領の参加資格要件に暴力団関係者でない旨が規定されている。

しかしながら、暴力団排除に関する照会を行わず、プロポーザルへの参加資格を承認していた。

(3) 筑前茜染製品作製委託契約の確認について

業務委託契約事務取扱要領【その他の随契（各課契約分）契約金額50万円超】によれば、「指名業者以外と随意契約を行う場合は、相手方の法人情報等を十分に確認の上、担当課にて本市の契約相手方としてふさわしいかどうかの審査を行い、十分検討すること。」とされている。

しかしながら、筑前茜染製品作製委託契約は、指名業者以外の者で行う随意契約にもかかわらず、当該契約を行った後に、暴力団排除に関する照会等の確認を行っていた。

今後は要綱等を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

4 個人番号確認書類の取扱いについて（局長指摘事項）

飯塚市所得税法及び地方税法に係る個人番号関係事務における謝金支給者の特定個人情報等取扱規程に基づき、源泉徴収が必要となる支払いを行う場合、対象者への個人番号の提供依頼、個人番号届出書の受領及び本人確認等の事務を支払担当課において行い会計課へ提出することとなっている。

しかしながら、いづかブランド認定審査員謝礼金の支払いにかかる個人番号届出書等を受領していたが、いづかブランド認定審査会関係綴りに保管されたままとなっていた。

早急に会計課へ提出するとともに、管理監督者は個人情報の適正な取扱いについて所属職員へ指導し、今後は適切な事務処理を行うこと。

5 決裁について（局長指摘事項）

(1) ポータルサイト利用料の執行伺書について

飯塚市事務決裁規程別表 2 によれば、1,000 万円以上の使用料及び賃借料の執行は、副市長専決事項と規定されている。

しかしながら、ポータルサイト利用料における執行伺書の決裁は部長決裁となっていた。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は同規程を遵守し、適切に処理すること。

(2) 筑前茜染製品作製委託料の執行伺書について

業務委託契約事務取扱要領【その他の随契（各課契約分）契約金額50万円超】によれば、執行伺書を起票し、事務決裁規程に従った決裁を受けることとされている。

また、契約課より通知された「契約事務（担当課で行う業務委託）について（令和6年7月16日付け通知）」により、「事務決裁規程にない契約行為」を担当課で行う場合は、執行伺起票前に契約行為を行ってよいかどうかの特別決裁を受けることとされている。

筑前茜染製品作製委託契約は、事務決裁規程にない契約であるため、特別決裁を受けているものの、執行伺書の決裁を受けていなかった。

特別決裁は「事務決裁規程にない契約行為」を担当課で行う必要がある場合に受けているものであり、執行伺書は予算執行に係る決裁であることから、執行伺書の決裁は受けるものである。

今後は、適切な事務処理を行うこと。

6 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市文書管理規程第21条第2項第2号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関する事項、回覧の種別（供覧又は決裁の別）及び決裁欄の設定（合議欄を含む。）」と規定されているが、情報公開区分の記入がされていない文書が見受けられた。

また、飯塚市情報公開条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、同条第2号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由「第8条第1号」及び「第8条第2号」が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。